

よくあるご質問

Q. 会員企業以外の企業の従業員も受講対象になりますか？

A. 対象となります。ただし、一定の人数以上は会員企業の従業員である必要があります。

Q. 訓練時間に対応した受講料はいくらですか？

A. 受講料は1人あたり、6～11時間コースで3千円、12～18時間コースで5千円、19～30時間コースで6千円（いずれも税別）となります。（受講料は生産性センターにお支払いいただきます。）

Q. 個人事業主や経営者は受講対象になりますか？

A. 対象となります。

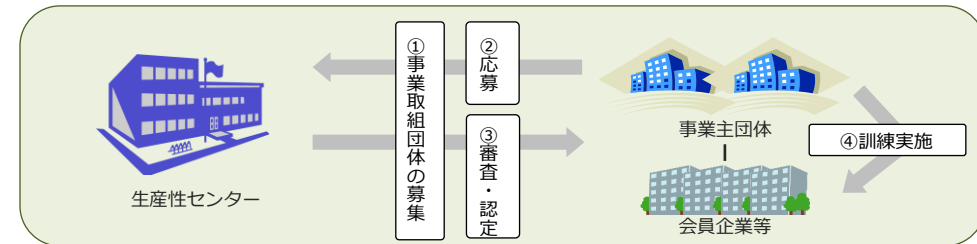
Q. 会員企業に対する人材育成ニーズの把握について、認定申請を行うために、改めて調査等を行わなければなりませんか？

A. これまでに行った調査等により認定申請書を作成できる場合は、改めて調査を行う必要はありません。
 なお、人材育成ニーズの把握状況については、審査の際に確認を行います。

会員企業の人材育成を継続的に取り組んでいる事業主団体の皆様へ

会員企業に生産性向上支援訓練を実施する事業主団体を募集します

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部関東職業能力開発促進センター（ポリテクセンター関東）に開設した生産性向上人材育成支援センター（以下「生産性センター」）では、会員企業の人材育成を継続的に取り組む事業主団体を事業取組団体として認定し、当該団体に対して、会員企業に対する労働生産性向上を目的とした訓練「生産性向上支援訓練」の実施を委託する取組を行っています。



生産性向上支援訓練の概要

◆ 受講対象者	会員企業又は会員企業以外の企業の従業員 ※一定の人数以上は会員企業の従業員である必要があります。
◆ 訓練時間	6時間～30時間
◆ 訓練実施場所	事業主団体又は会員企業の会議室・研修施設や外部施設 など
◆ 定員	15人から30人まで ※生産性センターが認める場合に限り、30人を超える設定も可能。
◆ 受講料	訓練時間に応じて、1人あたり3千円～6千円（税別）

★訓練分野及びカリキュラムの例

生産・業務プロセスの改善

- 生産管理
- 品質保証・品質管理
- 流通・物流
- バックオフィス

- ・ 生産現場の問題解決
- ・ 品質管理基本・実践
- ・ 原価管理とコストダウン
- ・ IoT活用によるビジネス展開 など

横断的課題

- 組織マネジメント

- ・ 組織力強化のための管理
- ・ ナレッジマネジメント など

売上げ増加

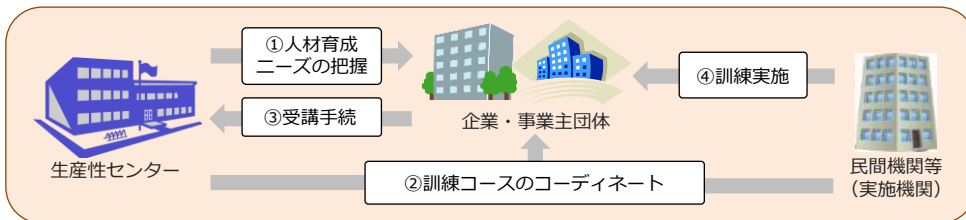
- 営業・販売
- 企画・価格
- マーケティング
- プロモーション

- ・ マーケティング志向の営業種別の分析と改善
- ・ 実務に基づくマーケティング入門
- ・ 新サービス・商品開発の基本プロセス
- ・ 顧客分析手法 など

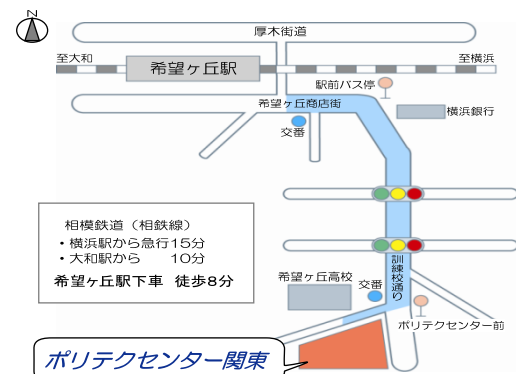
訓練を自ら実施することが難しい事業主団体の皆様には…

▶ 生産性センターが訓練コースをコーディネートして実施します！

- 個別の企業や事業主団体に対しては、生産性センターがノウハウや実績を有する民間機関等を生産性訓練の実施機関として選定し、実施機関と連携して訓練コースをコーディネートしています。
- 事業取組団体となることが難しい場合であっても、生産性センターが訓練コースをコーディネートして会員企業の人材育成を支援しますので、お気軽に生産性センターへご相談ください。



<お問い合わせ・アクセス>



ポリテクセンター関東 (関東職業能力開発促進センター) 生産性向上人材育成支援センター

〒241-0824
 横浜市旭区南希望が丘78番地
 TEL:045-391-2819
 FAX:045-391-9699

ポリテク関東

● 事業取組団体に委託する主な業務の内容

- ◆ 会員企業に実施するカリキュラムの策定
※ 会員企業の生産性向上に関する課題や人材育成ニーズを踏まえてカリキュラムを策定してください。
- ◆ 訓練実施に向けた用意（事業責任者の配置、講師・テキストの用意、訓練実施場所・訓練用機器の確保等）
- ◆ 受講者15人以上（うち8人以上は会員企業の従業員）の確保（募集・受付）、受講料の取りまとめ及び機構への納入
- ◆ 生産性向上支援訓練の実施及び訓練に附随する業務（出欠管理、訓練終了時のアンケート調査等） など

● 事業取組団体の認定方法

関東職業能力開発促進センターホームページにおいて事業主団体を募集し、申請者（事業主団体）から提出された書類を審査し、かつ、申請者を訪問して事業取組団体としての基準を満たすことを確認した上で、生産性センターが定めた募集枠の範囲内で事業取組団体を認定します。

【認定申請時に提出が必要な書類】※ 指定様式は募集案内をホームページに掲載した後、希望者に配布します。

- ◆ 認定申請書（指定様式）
※ 認定申請書は、会員企業に対するアンケート調査等を行い、会員企業が抱える生産性向上に関する課題や人材育成ニーズを把握した上で作成・提出してください。
- ◆ 定款（又は規約、規則等）
- ◆ 事業報告書（又はそれに類するもの）※ 最新の事業報告書から遡って3年分
- ◆ 認定申請書提出日から遡って3年間において、会員企業を対象とした人材育成（注）を各年1回以上実施したことが分かる資料（研修報告書、パンフレット等）
（注）職業に必要な能力の開発を目的としたOff-JTで実施する訓練、セミナー、講習会、勉強会等をいう。

● 事業取組団体の認定基準（応募要件）

次に掲げる要件を全て満たす事業主団体の中から、生産性センターが定めた募集枠の範囲内で事業取組団体を認定します。（一定の要件を満たせば複数の団体が合同で事業に取り組むこともできます。）

- （1）次のイからへまでのいずれかに該当する団体であること。
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する次のいずれかに該当する団体
 - （イ）事業協同組合
 - （ロ）事業協同小組合
 - （ハ）信用協同組合
 - （ニ）協同組合連合会
 - （ホ）企業組合
 - （ヘ）協業組合
 - （ト）商工組合
 - （チ）商工組合連合会
 - （リ）都道府県中小企業団体中央会
 - （又）全国中小企業団体中央会
 - ロ 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - ハ 商工会議所法に規定する商工会議所
 - ニ 商工会法に規定する商工会
 - ホ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益社団法人及び公益財団法人を含み、事業主を主な会員とし、事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している法人に限る）
 - へ 上記イからホまでの事業主団体以外の事業主団体（事業主を主な会員とし、当該事業主に対する支援を主な目的として設立され、活動している団体に限る）であって、次の（イ）及び（ロ）に該当する団体
 - （イ）団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有する団体であること。
 - （ロ）代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。
- （2）生産性向上支援訓練を適切に実施することができる事務運営体制を有していること。
- （3）会員企業に対する人材育成を継続的に取り組んでいること。
- （4）会員企業が抱える生産性向上に関する課題及び人材育成ニーズを的確に把握していること。
- （5）生産性向上支援訓練を実施して会員企業の生産性向上に取り組む意欲と能力を有していること。
- （6）生産性向上支援訓練の実施に必要な実績と経験を有した講師を用意できること。
- （7）生産性向上支援訓練の実施に当たり受講者を15人以上（うち8人以上は会員企業の従業員とする。）確保できること。
- （8）当該事業主団体を実施機関として活用することが、地域の中小企業等の生産性向上に効果的であると機構が認めた事業主団体であること。
- （9）機構の指示に適切に対応できること。

● 業務の流れ（申請準備～委託費支払まで）

STEP1



人材育成ニーズの把握・申請書の提出



- 会員企業に対するアンケート・ヒアリング調査などにより、生産性向上に関する課題や人材育成ニーズを把握してください。
- 把握した人材育成ニーズに基づき認定申請書を作成し、申請期間内に生産性センターに提出してください。

STEP2



申請内容の審査・事業取組団体認定



- 申請内容について、書類及び訪問でのヒアリングにより審査します。
- 審査の結果、事業取組団体としての要件を満たす事業主団体を事業取組団体として認定します。
※ 申請多数の場合は抽選によります。

STEP3



訓練コースの設定・受講者募集



- 生産性センターと連携して、カリキュラムモデルに基づく訓練カリキュラムの策定や講師、訓練実施場所等の手配を行ってください。
- 会員企業等から受講者を募集し、期日までに生産性センターに訓練実施届を提出してください。

STEP4



業務委託契約の締結・訓練実施



- 訓練実施届の内容を確認後、業務委託契約を締結します。
- 受講料の請求を事業取組団体又は受講企業に対して行いますので、受講料を指定する口座にお振り込みください。
- 計画に沿って訓練及びそれに付随する業務を実施してください。
※ 生産性センターによる訓練実施状況の確認を行います。

STEP5

業務完了報告・委託費支払



- 生産性センターが、業務が適切に完了されたことを確認した後、事業取組団体に委託費をお支払いします。

● 委託費

訓練時間数及び受講者数に応じて、以下に掲げる額を委託費として事業取組団体にお支払いします。
なお、生産性向上支援訓練の実施に当たっては、受講者を15人以上（うち8人以上は会員企業の従業員）確保する必要がありますが、受講者数に応じて委託費が決定されます。

訓練時間数	委託費（税別）
6時間以上12時間未満	60千円～300千円
12時間以上19時間未満	100千円～500千円
19時間以上30時間以下	120千円～600千円